

# 有明アリーナ管理運営事業

## 官民対話②の実施結果

(守秘義務対象資料に関するものを除く。)

- ・平成30年11月19日～11月26日に実施した官民対話②の実施結果を公表します。
- ・「該当箇所」は、全体の記載統一の観点から、一部修正しています。
- ・「確認したい内容」は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・「確認結果」は、全体の記載統一の観点、誤字、脱字及び表記の誤りの修正の観点より、応募者等へ回答したものから一部修正しています。
- ・用語については、募集要項「(用語の定義)」と同様とします。
- ・守秘義務対象資料に関する官民対話については、守秘義務対象資料と同様の方法にて別途示しています。
- ・官民対話②に対する回答は、募集要項等と一体をなすものとします。
- ・10月に実施した官民対話①の実施結果と11月に実施した官民対話②の実施結果で内容に更新があった場合は、官民対話②の実施結果を正とします。

平成30年12月

東京都

■官民対話②の実施結果

番号	タイトル	該当箇所		確認したい内容	確認結果
		資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
1	不可抗力の定義	募集要項	P1 用語の定義	集中豪雨による大規模な浸水は、予見可能な範囲外のものとして認定されるのでしょうか。こうした水害等は、保険による手当が難しい災害であるため、運営権者が負担することが困難であると考えます。	都の設計想定を超えるものは不可抗力となります。不可抗力で施設が損壊した場合の修繕・補修が大規模修繕に該当する場合は、都の負担となります。ただし、営業補償は行いません。
2	備品等を含めた追加設備投資	募集要項	P5 第2 4 (1) ②維持管理期間	施設引渡し日(2019年12月頃予定)以降の維持管理期間において、運営権者が独自に調達した備品を設置することは認めないとのことですが、能力向上のための設備投資(PCソフトなど)も認められないのでしょうか。	維持管理期間の維持管理業務に必要な材料・工具・業務用機器以外は設置できません。運営権者において維持管理期間の維持管理業務を実施していくうえでの設備投資は可能です。
3	ネーミングライツ	募集要項	P7 第2 7 その他	ネーミングライツの対象範囲について	ネーミングライツは本事業とは別に設定するため、施設名看板設置料等のネーミングライツに伴う収入を本事業の収益として見込むことはできません。なお、施設名看板等の設置等、ネーミングライツの募集条件等については、運営権者の意見も聴取した上で検討していくことを想定しています。
4	引き渡し期間以降の投資内容変更	募集要項	P7 第2 4 (2) ③運営期間	運営期間開始後に運営権者が実施する追加投資については提案項目となっていますが、具体的な追加投資の内容を施設引き渡し期間以降に何らかの事情で変更することは認められないのでしょうか。	提案のあった追加投資については、原則実施していただくことを想定しています。運営開始後に、不具合や利用者の要望等で変更・追加投資が必要になる場合には都と運営権者で協議することとなります。
5	運営権対価の参考価格	募集要項	P8 第3 2 運営権対価の参考価格	・価格算定に当たり、都は「運営開始時点で最低限必要な追加投資額(大型ビジョン購入含む)」をいくらで想定していたのかご教示ください。 ・最低限必要な追加投資の負担が想定以上である等の理由により参考価格以上での入札が1社もなかった場合は、本コンセッションは不成立になるとの理解でよろしいでしょうか。若しくは参考価格の見直し等により時期を改めて再入札になるのでしょうか。	参考価格の詳細についてはお示しできません。参考価格の金額については、大型映像装置等の追加投資や需要変動等も加味して設定しております。提案価格が参考価格に満たなかった場合は、審査対象外で審査はしません。1社も応募がなければ事業者選定手続きのやり直しになります。
6	運営権対価の参考価格について	募集要項	P8 第3 2 運営権対価の参考価格	運営権対価の参考価格の設定の根拠について教えてください。	参考価格の設定に関しては、「新規恒久施設の施設運営計画」をベースとし、運営権者の追加投資やサービス提供のための費用、施設の需要変動等のリスクを考慮して設定しました。
7	業務を受託しない法人	募集要項	P23 第8 2 SPCの設立	業務を受託しない法人であり、本事業の運営に支障がないことが認められた場合について	追加投資における工事の請負や、SPCへの出向なども、業務を受託する法人として認められ、構成員としての参加資格があると認められます。
8	不可抗力	要求水準書 契約書(案)	P2 用語の定義 P28 第14章 第91条 費用負担等	・地盤沈下 ・異常熱波、寒波 ・津波 ・反乱 ・テロ、戦争 ・疫病 ・放射能汚染 ・その他複数の不可抗力が襲来 上記のリスクは実施契約上の不可抗力に該当しますか。その場合、下記のリスク分担についての考え方を教えてください。	左記事象は、不可抗力と認識しています。不可抗力による費用負担は、契約書(案)第91条に記載のとおりであり、建物損傷にあたっての修繕・補修費用について、大規模修繕に該当する場合は、都の負担と考えています。その場合でも、営業補償は都の負担とは想定していません。
9	維持管理期間	要求水準書	P6 第1 4 (2) 維持管理期間	維持管理期間中のSPCによる保険の付保は不要という理解で良いですか。	都として付保する予定はありません。運営権者において保険を付保するかについては判断によります。
10	維持管理期間	要求水準書	P6 第1 4 (2) 維持管理期間	維持管理業務に関する提案について	維持管理期間の維持管理業務については提案できませんが、運営期間中の業務内容向上のために維持管理期間において行う業務に関しては、提案内容次第で審査・評価の対象になる可能性があります。
11	維持管理期間	要求水準書	P6 第1 4 (2) 維持管理期間	維持管理期間の契約(責任者配置の費用)について	維持管理期間の維持管理業務に係る責任者配置の費用は、維持管理期間の維持管理業務の契約に含まれます。
12	独自イベント	要求水準書	P12 第1 7 (7) 地域活性化への配慮	本施設を対象とした何らかのイベントを実施する場合、入場制限される場所等がありますでしょうか。	運営期間開始後は運営権者の裁量にて判断して構いません。
13	独自イベント	要求水準書	P12 第1 7 (7) 地域活性化への配慮	本施設を対象とした何らかのイベントを提案する場合、都関連諸団体等への協力依頼を要請しご協力いただけるのでしょうか。	提案するイベントの内容によるため、お約束はできません。開業準備期間からの相談は可能です。
14	都と運営権者の連携方法	要求水準書	P17 第3 2 (2) ②文書等の作成及び管理業務 P29 第5 2 (8) 行政・周辺施設との連携業務	都との連携について、運営業務及び統括管理業務の双方において求められているが、その違いは何でしょうか。	統括管理業務においては、都は「発注者」としての連携、運営業務においては、都は「運営における協力者」としての連携を想定しています。それぞれの役割に基づき提案内容を区別してください。例えば、有明レガシーエリアとの連携に関する提案は運営業務に関する提案に記入してください。

番号	タイトル	該当箇所		確認したい内容	確認結果
		資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
15	予約管理	要求水準書	P20 第4 2 (1) ③予約管理	都の各種施策との連携とありますが、具体的にはどのような施策でしょうか。	現状具体的な想定はありません。
16	予約管理	要求水準書	P20 第4 2 (1) ③予約管理	質問回答に柔軟な予約調整とありますが、どのような意味でしょうか。すでに入っている予約を返上させるということはないでしょうか。	都主催事業において本施設を利用する場合、早期に運営権者に通知することを想定しています。その際は調整可能な範囲での協力をお願いするという形を想定しており、既に確定している事業の予約をキャンセルすることまでは考えていません。
17	都が主催する事業	要求水準書	P20 第4 2 (1) ③予約管理	すでに「募集要項等に関する質問への回答」にて減免は想定していないとのことでしたが、都が誘致した協会や連盟の方が利用料を満額支払えなかった場合の値引き交渉の想定はございますでしょうか。	現時点では想定しておりません。
18	都が主催する事業	要求水準書	P20 第4 2 (1) ③予約管理	都の方でスポーツイベントを誘致する想定はございますでしょうか。	都が誘致する場合は、都の主催事業になることを想定しています。なお、その場合、利用料金の減免は想定していません。
19	利用料金の設定方法について	要求水準書	—	文化の発信という観点から、アリーナ内部および交流広場等における映画やドラマ等の撮影利用について、利用料金を設定することは可能でしょうか	本施設の建物内部およびデッキ部分について撮影利用による料金設定は可能です。交流広場については有効空地に指定されているため、基本的には無料の公益的イベントのみ開催可能です。ただし、運営権者がまちづくり団体に登録するなど、有料の展示会、公益的なイベント、カフェ、物販等、まちの活性化につながるものであれば一定の条件下において利用可能です。映画やドラマ等の撮影利用については、所管部署の判断となります。なお、写り込みによる近隣への配慮が必要と考えます。
20	スポーツ利用	要求水準書	P21 第4 2 (2) ②(ア) a メインアリーナ、サブアリーナのスポーツ利用の利用料金	本施設において、独自のプログラム等を提供する場合、柔軟性のある料金設定とする裁量が運営権者に与えられる可能性はありますでしょうか。	自主事業については要求水準書に定めるとおり、施設の利用料金が独占的かつ安価とならないよう配慮してください。参加者から徴収する料金については柔軟に設定して結構です。
21	利用料金の設定方法について	要求水準書	P21 第4 2 (2) ②(ア) a メインアリーナ、サブアリーナのスポーツ利用の利用料金	東京体育館、武蔵野の森総合スポーツプラザ、国立代々木競技場等を参考に、利用者が設定・徴収する入場料金の多寡に応じて利用料金を設定することとされていますが、利用料金の出来上がりの水準が類似施設と比べ妥当な水準であれば、料金の設定方法(算出方法)は全く異なる形態のものとしても宜しいでしょうか。	スポーツ利用については、要求水準書記載の設定方法が原則となります。スポーツ利用以外については、応募者等の提案によります。
22	スポーツ利用日	要求水準書	P25 第5 2 (2) ③(ア) a スポーツ利用日	企業運動会への貸出はスポーツ利用料金であれば、スポーツ利用日として計算してよいという理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。ただし、大規模スポーツ大会にはカウントしません。
23	スポーツ利用日	要求水準書	P25 第5 2 (2) ③(ア) a スポーツ利用日	企業運動会への貸出をスポーツ利用日にカウントするのはスポーツ利用料金で貸し出した場合のみということでしょうか。	御理解のとおりです。スポーツ利用の定義は要求水準書のとおりですが、企業運動会の内容等により、個別にスポーツ利用に該当するかの判断をすることも考えられます。
24	スポーツ利用日数60日について	要求水準書	P25 第5 2 (2) ③(ア) a スポーツ利用日	スポーツ利用日数60日について確認させてください。	スポーツ利用を確実に担保するため、要求水準書では、スポーツ料金区分で実際に貸し出された日をスポーツ利用日とし、年間60日以上とすることとしています。
25	スポーツ・非スポーツの判断	要求水準書	P25 第5 2 (2) ③ スポーツ利用	その活動がスポーツか非スポーツかの判断はどのようにすればよろしいでしょうか。例)マーチングバンド、パトン、チャリーディング	本施設におけるスポーツ利用とは、要求水準書に定めるとおり、身体活動を伴うものとの定義ですが、詳細は個別に判断となります。
26	サブアリーナ運営	要求水準書	P26 第5 2 (2) ③(イ) サブアリーナ	メインアリーナにて大規模大会(コンサート)開催時にサブアリーナの営業は可能でしょうか。	メインアリーナとサブアリーナは、それぞれ単独利用も可能な配置としています。運営方法は運営権者で判断してください。
27	その他類似施設、周辺施設の管理者・運営者との情報交換	要求水準書	P26 第5 2 (2) ③(イ) ⑥ その他	類似施設運営者等と何らかの情報交換をすること等を提案することは可能でしょうか。	提案することは可能です。
28	来館者支援	要求水準書	P27 第5 2 (4) ① 来館者支援	来館者の利便性を高めるため、本施設に物販店舗、自動販売機等を設置し、運営することができるのですが、館内の売店スペースは営業しなくても良いでしょうか。	飲食店舗等の設置、運営は要求水準書において定めています。運営する場所や方法等については、応募者等の判断にて提案してください。
29	付帯施設運営業務	要求水準書	P27 第5 2 (4) ① 来館者支援	飲食店舗の一部を控室等に改装することは可能でしょうか。	カフェ・レストラン従業員の控室としての利用の場合、一般的には問題ないと思われませんが、建築指導の部署との協議が必要になると考えています。

番号	タイトル	該当箇所		確認したい内容	確認結果
		資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
30	行政との連携	要求水準書	P29 第5 2 (8) 行政・周辺施設との連携業務	都と運営権者は、事業展開において施設を管理運営するパートナーとして、日常から迅速な情報伝達と連絡調整に努めることと要求水準にはありますが、当該業務は統括管理業務の範疇ではないのでしょうか。	一部重複する部分があると認識しています。提案書における記載内容は、応募者等の判断によります。
31	運営権者と都との間の貸付契約を有償とすることについて	要求水準書	P27 第5 2 (4) ① 来館者支援	・入札までに都が想定する賃料水準(概算でもよい)を公表ください。 ・「逆ザヤが生じる可能性があることは認識しています。」との回答をいただいておりますが、運営権対価を低下させる要因になるとしても有償貸付という建付けを変更するご方針はありませんでしょうか。	賃料価格等の決定は、東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)に基づき、使用方法、周辺の相場等を踏まえた適正な時価により賃料を算定した上で、必要に応じて東京都の財産価格審議会に付議して決まるので、現時点で具体的な金額をお伝えすることはできません。それらのリスクを踏まえたうえで検討してください。 業務委託の場合、初期投資の負担があることも理解していますが、公共施設等運営事業の中での対応を想定しています。
32	自動販売機等について	要求水準書	P27 第5 2 (4) ① 来館者支援	自動販売機等について、利用料金が「円/月・㎡」「円/年・㎡」等の単位で運営権者が設定することとされていますが、売上高に対する歩合率で収受する方法も認められるのでしょうか。	可能です。
33	屋内広告について	要求水準書	P27 第5 2 (4) ① 来館者支援	屋内広告について、利用料金が「円/月・㎡」「円/年・㎡」等の単位で運営権者が設定することとされていますが、動員数運動の料金設定をすることも認められるのでしょうか。	可能です。
34	店舗等設置における契約形態の考え方	要求水準書	P27 第5 2 (4) ① 来館者支援	全ての店舗等設置可能場所について「業務委託」の場合は、本施設の運営のひとつとして店舗等の営業を行うにあたり、これを外部委託することになるので、店舗等の設置は、あくまで運営権者の運営権の範囲内でなされるという理解でよろしかったでしょうか。 これによりSPCと貴都との公有財産貸付契約も不要となるということでもよろしかったでしょうか。	運営権者からの委託による店舗等の設置は、運営権者の公共施設等運営権の範囲内でなされ、運営権者と都との公有財産貸付契約も不要となるという理解で問題ありません。
35	総合受付設置場所	要求水準書	P28 第5 2 (4) ② 総合案内機能	総合受付の設置場所の指定はありますか。	指定はありません。
36	メモリアルコーナー	要求水準書	P28 第5 2 (4) ③ メモリアルコーナー	メモリアルコーナーに提供いただける陳列物について、具体的にご教示ください。また、本施設での東京2020大会時の試合等映像の使用許可はいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	聖火トーチやメダル等を想定していますが、詳細については未定です。 映像等についてはコンテンツの権利が細かく分かれ、使用許可を得る必要があるため、現時点で、活用の可否をお示しすることはできません。コンテンツによっては有償の可能性もあります。 展示物収集にあたっては、応募者等の判断により、競技団体等へ接触することは妨げません。
37	駐車場運営について	要求水準書	P28 第5 2 (5) 駐車場管理業務	駐車場は、本施設を利用する者の専用とする旨を募集要項等に関する質問回答でご回答いただいておりますが、例えばメインアリーナ、サブアリーナ、スタジオ・ジムの何れでもない施設(外部からアクセスできる更衣室等)を利用するだけでも駐車場の利用は可能となるという理解で宜しいでしょうか。	施設の利用者という点で駐車場の利用は可能です。ただし、大規模イベントの来場者による利用は、特定の配慮が必要な方(車いす利用者等)以外は想定しておりません。
38	駐車場運営について	要求水準書	P28 第5 2 (5) 駐車場管理業務	運営権者もしくは興行主において催事に伴う臨時バス等の運行の実施は可能でしょうか	提案は可能です。ただし、本施設にはバスターミナルの機能がなく、路上駐車は厳禁である等、実際の運用については検討が必要と考えます。
39	行政・周辺施設との連携について	要求水準書	P28 第5 2 (7) 安全管理・防災・緊急事態等対応業務	都の上位計画を拝見する限りでは、親水海浜公園を利用するランナー等が利用できるスペースをアリーナ内に一定程度確保すること等が想定されますが、こうしたランナー等に対して、スペース利用に対する料金等を細かく設定した場合、都民利用の妨げになるということでマイナス評価を受けることになるのでしょうか。	スペース利用について料金を定めることは可能です。 具体的な運営方法については応募者等の提案によりますが、ランナー等の利用が都民利用の妨げになるとは考えていません。
40	運営権者による追加投資	要求水準書	P30 第5 2 (12) 運営権者による追加投資	運営権者保有資産の事業終了時の貴都による買取方法については事業収支及び期中の設備投資方針に大きく影響が及ぶ部分ですので、少なくとも協議の方法(専門家たる第三者に価値評価を求めるとか等)のご想定だけでもご教示頂きますと幸いです。	資産の引継ぎについては、協議の開始時期も含めて、協議により定めるものとします。
41	清掃業務	要求水準書	P34 第6 2 (4) ① (イ) 定期清掃	良好な環境衛生、美観の維持、快適な空間を保つために、日常では実施しにくい清掃を月1回程度実施する予定ですが、清掃箇所、範囲は任意との認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。要求水準を遵守した提案であれば問題ありません。



番号	タイトル	該当箇所		確認したい内容	確認結果
		資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
55	什器・備品の利用料金についての提案書への記載の必要の有無	様式集	P7 第2 2 各提出書類の記載要領 (運営業務に関する提案)施設の提供・利用料金收受業務に関する提案	什器・備品に利用料金を設定する場合、利用料金表を提案書に記載する必要があるでしょうか。その場合、どの様式にどのように記載するべきでしょうか。	提案書への記載は必須です。記載が可能となるよう様式集を修正します。
56	スポーツジムについて	—	—	提案書へのスポーツジムの記載はどの項目が正しいか	様式3-3-1に記載してください。
57	提案書	様式集	P23 様式 3-1-1～3-1-3、3-2-1、3-2-2、3-3-1～3-3-8、3-4-1、3-4-2、3-5-1、3-6-4、3-6-5	都との連携について、事業実施状況の報告等に関する都との連携は3-5-1に記載し、3-3-6はそれ以外の都との連携を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式3-5-1は発注者である都との連携、様式3-3-6は運営にあたっての協力者としての都との連携ということです。
58	提案書	様式集	P20【様式3-5-1】統括管理業務に関する提案	様式3-5-1について、体制やマネジメントについては様式3-1-2と重複する部分もあるため、本項目では何を求められているのか確認させてください。	様式3-1-2では全体的な体制の話であり、様式3-5-1はその中での統括管理業務になるので、一部重複する場合があります。
59	事業収支計画作成に関する物価変動に関して	様式集	P6 第2 2 各提出書類の記載要領 事業収支計画に関する提案	事業収支計画に物価変動を設定しない理由について教えてください。	物価変動の妥当性というところまでは検証が難しいということと、同じ条件で選定するため、見込んでいないという趣旨です。 なお、急激な社会経済環境の変化等による利用料金の見直しの協議は可能と考えています。
60	提案書添付図面について	—	—	提案書添付の図面は、改修内容がわかる程度(位置、数量がわかる程度)で良いか。	図面添付は任意です。応募者等で図面による補足説明が必要であれば添付してください。
61	会議室、多目的室の利用について	—	—	会議室、多目的室に利用料金を設定する場合、提案書に具体的な利用料金を記載する必要があるでしょうか。	提案書への記載は必須です。記載が可能となるよう様式集を修正します。
62	構成員	協定書(案)	P1 第1条 (7)「候補者構成員」とは	無議決権株主は「候補者構成員」及び「候補者協力会社」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、提案書において無議決権株主が候補者構成員若しくは候補者協力会社と位置づけられている場合はその限りではありません。
63	本施設等の瑕疵担保責任	契約書(案)	P14 第6章 第45条 本施設等の瑕疵担保責任	45条2項に規定する「工事の発注者に対して責任を負う限度」という責任制限規定は、同項但書に定める都の損害及び費用負担義務には適用されないという理解で宜しいでしょうか。	契約書(案)第45条第2項に規定する「工事の発注者に対して責任を負う限度」という責任制限規定は、同項ただし書きに定める都の損害及び費用負担義務には適用されません。
64	契約書(案) 屋内広告について	契約書(案) 要求水準書	P19 第8章 第60条 備品の管理 P27 第5 2 (4) ① 来館者支援	質問回答において、運営権者の負担により調達する備品についてはサプライヤー手数料を収受することは可能とされておりますが、特定メーカー等への独占納入権と屋内広告をセットで販売することは問題ありませんでしょうか。	可能です。
65	ネーミングライツ	募集要項等に関する質問への回答	P3 募集要項に関する質問への回答 No.27	質問回答でも回答はありましたが、ネーミングライツの募集に、運営権者の構成員(代表企業、構成企業、協力企業)が応募することは可能になる可能性があるという認識でよろしいでしょうか。	ネーミングライツの募集条件等に関しては、現時点では未定です。ただし、運営権者の構成員が応募することは可能にする方向で検討しています。
66	電気設備	募集要項等に関する質問への回答	P19 要求水準書に関する質問への回答 No.71	wifiについて、東京2020大会時に使用する設備のスペックをご教示ください。また当該設備の東京2020大会後の残置・運営権者への引継ぎを検討・協議させていただくことは可能でしょうか。	東京2020大会の運営等に係る内容については、お答えできません。東京2020大会後の残置・引継ぎについては運営権者決定後速やかに協議の場を設けることを考えています。
67	電気設備	募集要項等に関する質問への回答	P19 要求水準書に関する質問への回答 No.71	大型ビジョンの東京2020大会大会後の残置・運営権者への引継ぎを検討・協議させていただくことは可能でしょうか。	東京2020大会の運営等に係る内容については、お答えできません。東京2020大会後の残置・引継ぎについては運営権者決定後速やかに協議の場を設けることを考えています。
68	駐車場の使用方法	募集要項等に関する質問への回答	P26 要求水準書に関する質問への回答 No.145	質問回答では、施設利用者以外の駐車場使用は禁止となっておりますが、施設利用者以外が使用できる台数を管理しながら運用できる体制を構築できております。それを実現することで、周辺施設との連携、且つ業績連動でお支払いする金額も増加すると推察しておりますが、変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。施設利用者以外の使用は想定しておりません。

番号	タイトル	該当箇所		確認したい内容	確認結果
		資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
69	有明レガシーエリア	募集要項等に関する質問への回答	P28 要求水準書に関する質問への回答 No.160、161	有明レガシーエリアについて、エリア内他施設との連携を検討しておりますが、アーバンスポーツエリア等については運営者は決定しておりません。当該施設との連携が必須と考え協力を仰ぐつもりでありますが、そのような前提での提案も審査・評価の対象となりますでしょうか。	本施設の運営と関連させることが前提となります。有明レガシーエリアの協力が得られる前提での提案については実現性の観点から、評価の対象にならない可能性があります。ただし、提案をすることは妨げるものではありません。
70	駐車場管理業務	要求水準書 新旧対照表	P2 No.10	運営権者は、利用者及び来館者等から利用料金を徴収することができるかとありますが、等とは何を想定していますか。	施設利用申込者や運営権者の判断次第では物品等の納品車が想定されます。大規模イベントの来場者による利用は、特定の配慮が必要な方(車いす利用者等)以外は想定しておりません。サブアリーナやトレーニングジム利用者の利用は認める想定です。
71	運営期間中の電気・ガスの契約について	—	—	運営期間中の電気・ガスの契約について	維持管理期間中は都が電気・ガスの契約を行いますが、運営開始後の契約先は、運営権者の判断によります。
72	備品	—	—	オリンピック・パラリンピックで組織委員会が使用する備品は、大会後全て撤去される予定でしょうか。	組織委員会との協議の場を設けることは可能です。なお、レンタル、リースにより調達する備品もあると想定されるなど、東京2020大会後の取扱いは未定です。
73	追加投資の回収方法について	—	—	追加投資をSPCの収益だけで投資回収することが難しい場合、構成員の事業等で利用することにより「利用料」などをSPCに払い投資回収に充てる考え方は問題ないか。	追加投資の内容が、特定の利用者の事業や利益に依拠するものは問題があると考えています。都民サービスの向上につながりかつ要求水準書に記載のある著しく公正さを欠く利用とならないよう留意することが前提と考えます。
74	資料開示について	—	—	官民対話の結果や資料は、12月中旬といわず、早く開示して欲しい。	御意見として承ります。
75	交通インフラ	—	—	本施設への主要交通手段であるゆりかもめの輸送能力の増強およびイベント時の柔軟なダイヤ変更対応等の協議の余地はあるのでしょうか。また、参考までに東京2020大会時にどのような運用になるのかご教示ください。	ゆりかもめの運行については協議していません。ゆりかもめの運営事業者と協議を行う場合は、運営権者決定後としてください。東京2020大会の運営等に係る内容については、お答えできません。
76	レガシーの定義について	—	—	要求水準などに複数回「レガシー」という文言が記載されているが貴都の考えるレガシーとは	有形無形のレガシーがあり、本施設の運営も一つのレガシーになるものと考えています。例えば、今回提案を求めているメモリアルコーナーもレガシーの一つであると考えています。